



## 施設サービス計画について

令和3年度介護保険制度改正により、介護報酬が改定されご利用者様ご家族様へ施設サービス計画及び施設利用料金について説明をさせていただきましたが、今回の広報では、施設サービス計画書の作成にあたり具体的な内容についてご案内させていただきます。

令和3年度介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、『感染症や災害への対応力強化』を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、『地域包括ケアシステムの推進』、『自立支援・重度化防止の取組の推進』、『介護人材の確保・介護現場の革新』、『制度の安定性・持続可能性の確保』を図るため、改定されました。この主な5項目のうち、『自立支援・重度化防止の取組の推進』に伴う改正において、当施設では施設サービスの実施体制を整備、見直しを図りました。

実施体制は次の内容で整備を図り、各ご利用者様の施設サービス計画書の具体的なサービス提供内容で明記しております。

- ①さの歯科医師より、月1回入所者の口腔ケア・マネジメントに係る技術的な助言や指導を介護職員が受けて、入所者の口腔ケアの質を向上させ、発熱や肺炎などの病気の予防や口腔内の病気の予防に努めます。(口腔衛生管理体制の構築) また、3月に1回、口腔状況評価及び口腔衛生・口腔機能維持向上計画書を作成、見直しを行います。
- ②栄養マネジメントについて、管理栄養士を配置し、基本サービスとして低栄養状態のリスクが高い利用者様に対し多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、食事観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施します。また、低栄養状態のリスクが低い利用者様についても栄養ケア計画書を作成し、食事の際に変化を把握、問題がある場合に早期に対応することにより栄養状態の維持、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう栄養管理を計画的に実施します。
- ③全利用者様に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を、科学的介護情報システム(LIFE:ライフ)を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクル・ケアの質の向上を図ります。
- ④利用者様の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から全ての利用者様に対し、嘱託医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画書を多職種共同で策定し、ケアの実施を行います。また、支援計画書は3月に1回見直しを行います。
- ⑤利用者様ごと褥瘡の発生と関連するリスクについて、評価し少なくとも3月に1回評価を行い、褥瘡の発生するリスクがあるとされた利用者様ごとに多職種共同して褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書を作成、ケアの実施をし、3月に1回計画書の見直しをして、褥瘡対策を図ります。
- ⑥排せつに介護を要する入所者様ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて嘱託医師又は嘱託医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価し、評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因を分析し排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書を作成、支援を実施し、少なくとも3月に1回支援計画書の見直しを行います。

上記の内容により、今後の施設サービス計画書のご家族様への説明と同意の手続きについては、少なくとも3月に1回行うことになりました。何卒ご理解の上、ご協力の程よろしくお願い致します。

## ～栄養ケア計画について～

今回の介護報酬改定により加算条件も一部改訂になったことはすでに案内されているとおりとなります。栄養ケアについても栄養マネジメント加算が廃止となり、栄養マネジメント強化加算へと変更となりました。これまでもご利用者一人一人の栄養状態を食事摂取量や体重の増減・BMI・褥瘡の有無等で評価し、継続したマネジメントを行ってまいりましたが、今後は低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上行うことなどが条件として追加になりました。また、今年度より入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、継続的で適切かつ有効な栄養管理の実施が可能となります。計画書のフォームも変更し、サイン・捺印欄の廃止、また、対象者には経口維持計画も踏まえた内容になっております。栄養ケア計画書についてご不明な点等ございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。今後も栄養ケアにつきましてご理解ご協力をお願い申し上げます。

管理栄養士：志村

## 新型コロナワクチン接種について

今回のワクチン接種においては、国と地方自治体によるワクチン接種事業の一環として行われます。

当施設入所者に対する新型コロナワクチン接種においては、富士川町よりワクチンの接種を依頼した嘱託医師により、次の日程で当施設内において接種を実施致します。

日時：①令和3年5月18日(火)・6月8日(火)

②令和3年5月25日(火)・6月15日(火)

接種後の体調の変化への対応については、医師の判断により対応することとなります。

接種後の注意点や副反応等については、厚生労働省のホームページ等の『新型コロナワクチン予防接種についての説明書』をご覧ください。

## 施設からのお願い

### ●面会に関するお願い

長期の面会制限に伴い、ご利用者様の体調や日常生活へのご家族様の皆様の不安等を少しでも解消していただきたく、ご利用者様とご家族様がふれあう機会としてスマートフォン、タブレット端末を使用したビデオ通話及び2Fベランダ越しによる面会を実施しています。ご希望される場合は、お手数ですが右記お問い合わせ先までご連絡ください。

《ビデオ通話利用時間》 10:00-11:30 14:00-16:30

《 予約受付時間 》 9:00 - 16:00

\*毎週月曜日から土曜日、当日は1時間前までにお問い合わせください。

《2階ベランダ越し》 9:30-11:10 (11:30 終了)

14:00-15:45 (16:00 終了)

《 予約受付時間 》 9:00 - 16:00

\*毎週月曜日から土曜日、当日は1時間前までにお問い合わせください。

### ●清拭布のご寄付をお願いします。

日頃多くの皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

清拭布は消耗品の為にすぐに少なくなってしまうのが現状です。

洗濯してある柔らかい布類(例えば、Tシャツやタオル類、布オムツ等々)でそのままでも結構ですが、できたら三十センチ四方に裁断していただければ助かります。

尚、使用用途など、ご不明な点等がありましたら、職員までお問い合わせ下さい。

### お問合せ先

社会福祉法人戸川会 福寿荘きらきら

TEL 0556-22-7531 FAX 0556-20-1210

Eメール fukujusoukirakira@view.ocn.ne.jp

【 お知らせ 】 面会における、ご不明な点や事前予約は上記連絡先までお問い合わせください。

ご協力の程、宜しくお願いします。

### 《編集後記》

当施設でも、新型コロナワクチンの接種が始まります。すでに始まっている国や地域で副作用についての報道もあります。施設では、接種後について、状態変化の観察を行うとともに副作用等の症状出現時においては、医師の判断により必要な対応を図る体制としております。

ワクチン接種においてご不明な点等ありましたら、担当職員(生活相談員：井上)へご連絡いただきたいと思います。(1)

### 特養施設

### 5月の行事予定

### デイサービス

3日	セレクトメニュー	20日	父の日メニュー
4日	理美容	21日	理美容
8日	コロナワクチン接種	23日	感染症訓練
15日	コロナワクチン接種	24日	誕生会メニュー
17日	機能回復訓練	25日	誕生会

健康診断  
\*今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延防止に留意しながら、ご利用者様が季節感を感じながら、生活していただけるよう年間計画に基づき実施致しますが、適宜変更する場合があります。

書道教室  
14日

ドライブ外出